

F I Kアンチ・ドーピング規程

序章	3
緒言	3
本アンチ・ドーピング規程の適用範囲	3
第1条 ドーピングの定義	4
第2条 アンチ・ドーピング規程違反	4
第3条 ドーピングの証拠	5
第4条 禁止リスト	5
第5条 検査	6
第6条 検体の分析	8
第7条 結果管理	8
第8条 公正な聴聞会を受ける権利	10
第9条 個人結果の自動的失効	11
第10条 個人に対する制裁	11
第11条 チームに対する処置	14
第12条 国家連盟に対する制裁と費用請求	14
第13条 上訴	15
第14条 国家連盟におけるF I Kルールの編入, 報告, 認知	16
第15条 相互認定	16
第16条 時効	17
第17条 F I KのWADAに対する履行報告	17
第18条 本アンチ・ドーピング規程の改正と解釈	17
付録1 定義	

緒 言

剣道理念は、「剣道は、剣の理法の修練による人間形成の道である」とされ、その理念に基き、国際剣道連盟（以下「FIK」）剣道試合・審判規則の目的 *1 が定められている。

試合者（WADAコードにおける”Athlete”と同義である。以下、同じ。）の技術向上を目的とした薬物使用（以下「ドーピング」）の行為は、試合者の健康面への配慮と剣道理念および剣道試合・審判規則の目的に相反するものである。

この考え方が、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」）の示す見解と一致したため、WADAが定める世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADAコード」）に批准し、ドーピングを厳しく非難し、その防止に努める。

FIKが定める本アンチ・ドーピング規程（以下「本アンチ・ドーピング規程」）は、WADAコードのもと、FIKの責任において適用され、実行される。

本アンチ・ドーピング規程は、FIK剣道試合・審判規則と同様に試合を行う際の諸条件を規制するルールである。試合者は、これらのルールを参加の条件として受け入れる。

本アンチ・ドーピング規程を尊重しない試合者、または、ドーピングが判明した試合者は制裁を受け、試合（WADAコードにおける”Competition”）と同義である。以下、同じ。）の出場資格を剥奪される。

WADAコードに明記され、本アンチ・ドーピング規程で定められた方針と最小限の基準は、剣道のみならずスポーツ全般において、競技が公明正大に行われることを願う関係各位の総意を示しており、裁判所は、これらの方針と最小限の基準を尊重し判決を下すべきである。

*1 FIK剣道試合・審判規則 第1条（本規則の目的）

この規則は、FIKの剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

本アンチ・ドーピング規程の適用範囲

本アンチ・ドーピング規程は、FIKに加盟する国家連盟、及びFIKの活動のすべての参加者に対して適用される。

国家連盟は、FIKが主催する又は後援する国際大会のすべての参加者が、WADAコードに従い編纂されたFIKアンチ・ドーピング規程を含むFIKの規則を受入れることを保証しなければならない。

各国家連盟は、本アンチ・ドーピング規程に従う国家連盟の試合者に対しての、すべての国内レベルの検査を保証する責任がある。その場合、ユニオン自体、国家連盟自体が、アンチ・ドーピング規程に記述されたドーピング・コントロールを運営することもある。国によっては、国内アンチ・ドーピング機関の規則によって、多くの国家連盟のドーピング・コントロール責任者が委任されたり、任命されたりしている。そうした国においては、アンチ・ドーピング規程にある国家連盟に対しての言及が、国家連盟の国内アンチ・ドーピング機関に適用され、効力を持つ。

本アンチ・ドーピング規程は、FIK、ユニオン及び国家連盟が管轄するすべてのドーピング・コントロールに適用される。

第1条

ドーピングの定義

ドーピングとは、本アンチ・ドーピング規程の2.1条から2.8条に定められた、一つのあるいは複数のアンチ・ドーピング規程違反が発生することをいう。

第2条

アンチ・ドーピング規程違反

以下の状態、又は行為が、アンチ・ドーピング規程違反を構成する。

- 2.1 試合者の身体から採取された検体に、禁止物質、その代謝物又はマーカが存在すること。
 - 2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各試合者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の身体から採取された検体に禁止物質、その代謝物又はマーカの存在が確認された場合、その試合者が責任を負う。したがって、2.1条にいうアンチ・ドーピング規程違反を立証する場合、試合者側の意図、過失、不注意又は故意の使用の存在を示す必要はない。
 - 2.1.2 禁止リストに量的上限値が明記されている物質を除き、試合者の検体から禁止物質、代謝物又はマーカが検出された場合、その量の多少にかかわらず、アンチ・ドーピング規程違反が成立する。
 - 2.1.3 2.1条に示された一般原則の例外として、禁止リストには、内因性の禁止物質の評価に関して、特別の基準を定めることができる。
- 2.2 禁止物質・禁止方法を使用すること、又は使用を企てること。
 - 2.2.1 禁止物質又は禁止方法の使用の成否は重要ではない。禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はそれらの使用を企てたことによりアンチ・ドーピング規程違反は成立する。
- 2.3 本アンチ・ドーピング規程に定められる通知の受領後に、検体採取を拒否し、若しくは正当な理由なく検体採取を受けないこと、又はその他の手段で検体採取を回避すること。
- 2.4 試合者が試合外検査を受ける場合に関連する義務に違反すること。具体的には、5.5条(試合者の居所条件)に規定される所定の居所情報を提出しないこと、合理的な規則に基づいて伝達された検査に現れないこと、などが挙げられる。
- 2.5 ドーピング・コントロールの一部を改ざんし、又は改ざんを企てること。
- 2.6 禁止物質及び禁止方法を所持すること。
 - 2.6.1 時期又は場所を問わず、試合外検査において禁止された物質又は禁止方法を試合者が所持すること。ただし、4.4条(治療目的の使用)などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を試合者が立証した場合は、この限りではない。
 - 2.6.2 試合者、試合又はトレーニングに関係する試合者支援要員が禁止物質を所持していること。ただし、4.4条(治療目的の使用)などの正当な理由に基づいて治療目的の適用措置が試合者に対して付与されており、所持の態様が当該適用措置に基づいている旨を試合者支援要員が立証した場合は、この限りではない。
- 2.7 禁止物質・禁止方法の不法取引を実行すること。
- 2.8 試合者に対して禁止物質又は禁止方法を投与・使用すること、又は投与・使用を企てること、アンチ・ドーピング規程違反の共犯としてその支援、助長、援助、教唆、隠蔽などを行うこと、又はこれらを企てる行為があること。

第3条

ドーピングの証拠

3.1 立証責任及び証明の程度

アンチ・ドーピング規程違反を立証する責任は、FIK、ユニオン、国家連盟が負うものとする。証明の程度は、FIK、ユニオン、又は国家連盟が、聴聞機関の納得を得られる程度にアンチ・ドーピング規程違反を立証できたか否かを基準とする。この証明の程度の内容は、単に可能性を推量させる程度では不十分であるが、「合理的疑い」の範囲を超える程度に立証される必要はない。一方、アンチ・ドーピング規程違反の推定に反論し、このため特定の事実や状況を立証する責任は、違反の疑われた試合者又は他の関係者が負うものとする。この場合、可能性を比較衡量することによって判断する。

3.2 事実関係及び推定事項の立証方法

アンチ・ドーピング規程違反に関する事実関係は、自認をはじめとする、確かな証拠に基づき立証されなければならない。ドーピング事案においては、下記の証拠原則が適用される。

3.2.1 WADA認定の分析機関では、分析に関する「国際基準」に基づいて検体の分析及び管理を実施しているものと推定される。試合者側は、「国際基準」に反することを立証することにより、上記の推定に反論できる。

試合者が「国際基準」からの乖離を立証し、上記の推定に反論した場合、FIK、ユニオン、国家連盟は、違反が疑われる分析結果が、その乖離を原因としていないことを立証する責任を負う。

3.2.2 ドーピング検査に関する「国際基準」からの乖離があっても、違反が疑われる分析結果、又はその他のアンチ・ドーピング規程違反が、この乖離を原因としていない場合には、当該結果は無効にならない。「国際基準」からの乖離が検査期間中に発生した旨を試合者が立証した場合、FIK、ユニオン、国家連盟は、違反が疑われる分析結果又はアンチ・ドーピング規程違反の根拠となった事実関係が、当該乖離に起因していない旨を立証する責任を負う。

第4条

禁止リスト

4.1 禁止リストの適用

WADAコードの4.1条にて規定されたとおり、本アンチ・ドーピング規程は、WADAが公表・改訂する禁止リストを適用する。FIKは、最新の禁止リストに関する情報を各ユニオン、各国家連盟に対して提供しなければならない。

4.2 禁止リストで明確化される禁止物質及び禁止方法

禁止リスト及びその改訂版において特別の定めがある場合を除き、FIKによる特別の行為を要せずに、当該禁止リスト及びその改訂版の効力は、WADAによる禁止リストの公表の日から90日後に、本アンチ・ドーピング規程に基づいて発生する。WADAコード4.2条にあるように、FIKはWADAに対して剣道試合に関して禁止リストを拡大するよう要求でき、また、WADAコード4.5条にある監視プログラムにおいて、剣道試合における乱用の可能性のある追加の物質・方法を、禁止リストに盛り込むよう要求することもできる。

4.3 禁止リストに物質・方法を掲載する基準

WADAコード4.3.3条にあるとおり、禁止リストに盛り込まれる禁止物質及び禁止方法に関するWADAの判断は最終的なものであり、試合者又は他の関係者が異議を唱えることはできない。

4.4 治療目的の使用

4.4.1 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の医師による証明書を有する試合者は、まず、治療目的使用の適用措置(以下「TUE」という。)を受けなければならない。

4.4.2 以前に国内レベルのTUEを受けたことがあるか否かに関わらず、FIKの登録検査対

象リストに含まれる試合者及び国際大会に参加しようとするその他の試合者は、国際大会の参加に先立ち、F I KよりT U Eを受けなければならない。F I KのT U E付与は、その試合者の国家連盟とW A D Aに報告される。検査を必要とするその他の試合者は、その国内アンチ・ドーピング機関又は国家連盟が指定したその他の機関からT U Eを受けなければならない。国家連盟はこうしたT U E付与を、F I K及びW A D Aに、速やかに報告しなければならない。

4.4.3 F I K理事会は、F I Kレベル又は状況によってはユニオンレベルの、T U Eの申請を審査する3名の医師団による審査会(T U E審査会)を指名する。F I KがT U E申請を受領次第、T U E審査会は、その申請内容を検討する。T U E審査会のメンバーは、T U Eについての国際基準に従って速やかにその申請内容を検討し、可否の決定を下す。これがF I Kの最終決定となる。

4.4.3.1 F I Kの登録検査対象リストに登録されている国際レベルの試合者は、緊急の場合又は試合者がT U Eの略式手続を申請する場合を除き、その試合者が国際大会に参加する21日前までに、F I Kにまずその居所情報を報告するとともに、F I K又はF I Kから特別に同意を受けた関連するユニオンに対してT U Eを申請する。

4.4.3.2 F I K登録検査対象リストに登録されていない試合者が国際大会に出場する場合、その試合者は、緊急の場合又は試合者がT U Eの略式手続を申請する場合を除き、国際大会に参加する21日前までに、F I KにT U Eを申請する。

4.4.4 W A D Aは、試合者の求めに応じて、又はその職権により、国際レベルの試合者又は登録検査対象リストに含まれた国内レベルの試合者に対するT U Eの付与又は拒否について、再検討することができる。T U Eの付与又は拒否が、その時点で有効なT U Eの国際基準に適合していないとW A D Aが判断した場合には、W A D Aは決定を覆すことができる。第13条に規定されているとおり、T U Eについての決定は、上訴の対象となる。

第5条 検査

5.1 検査機関

国家連盟に所属するすべての試合者は、F I K、ユニオン、その試合者が所属する国家連盟及びその大会又はイベントにおける検査に責任を持つその他のアンチ・ドーピング機関による試合時検査を受けなければならない。国家連盟に所属するすべての試合者はまた、いつ、どのような場所においても、事前告知の有無に関わらず、F I K、ユニオン、W A D A、所属する国家連盟、及びその試合者がいる国の国家アンチ・ドーピング機関の試合外検査を受けなければならない。

5.2 F I K検査の責務

アンチ・ドーピング政策を担当するF I K理事会メンバーは、F I Kにより行われるすべての検査を監督する責任がある。検査は、その資格をF I Kに権限を与えられた者により行われる。

5.3 検査基準

F I K、ユニオン、国家連盟による検査は、検査時に有効な検査に関する国際基準に、実質的に適合しなければならない。

5.3.1 血液(又は尿以外の他の)検体は、禁止物質若しくは禁止方法の検出、又はスクリーニング目的のためにのみ用いることができる。血液がスクリーニングのためにのみ採取された場合、かかる血液は、アンチ・ドーピング規程に基づく尿検査のために、試合者を特定する以上の意味をもつものではない。

5.4 検査の調整

F I K、ユニオン、及び国家連盟は、検査の不必要な繰り返しを避ける為に、速やかにW A D Aクリアリングハウスを通して、検査結果を報告しなければならない。

5.5 試合者居所情報の要求

- 5.5.1 F I Kは、最新の居所情報を提供するよう求められる試合者のF I K登録検査対象リストを特定しなければならない。F I Kは、適宜それら登録検査対象リストを改訂することができる。F I K登録検査対象リストに登録された各試合者は、F I K所定の書式に従って、半年ごとの報告を行わなければならない。試合者は常に情報が最新のものになるように、必要に応じて情報を更新しなければならない。居所情報提供の最終責任は各試合者にあるが、各国家連盟は、F I Kが要求するとおりに、F I K・ユニオンが居所情報を得られるように、最大限の努力を払う責任がある。
- 5.5.2 F I K登録検査対象リスト内の試合者に対する検査が、連続した12ヶ月間に3回試みられたにも関わらず1回も実施できなかった場合、当該試合者は、本規程2.4条に従って、アンチ・ドーピング規程に違反したものとみなされる。各検査試行において、ドーピング・コントロール係員は、そのための日として試合者に指定された時間内にすべての所在地を訪れ、各所在地に2時間滞在する。検査が実施できなかったとして数えられるそれぞれの検査試行の間に、その試合者に対して通知が送付される。
- 5.5.3 F I K登録検査対象リストに含まれる試合者のうち、過去12ヶ月の間に、F I K又は国家連盟から2回の公式の警告書を受け取った後、必要とされる半年ごとの居所情報を適時に提出しない者は、本規程2.4条に従って、アンチ・ドーピング規程に違反したものとみなされる。
- 5.5.4 各国家連盟は、F I K登録検査対象リストにまだ含まれていないトップレベルの国内試合者の国内レベル登録検査対象リストを作成する際、国内アンチ・ドーピング機関を援助しなければならない。国家連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、これらの試合者に適用される、独自の居場所情報報告の要件や、2.4条違反の基準を独自に定めることができる。
- 5.5.5 5.5.1条及び5.5.4条に従って提供された居所情報は、ドーピング・コントロールの目的のためだけに使用されるという厳格な条件において、WADA及び試合者を検査する管轄権を有するその他のアンチ・ドーピング機関に共有される。

5.6 試合出場の中止及び復帰

- 5.6.1 F I Kの登録検査対象リストに含まれることをF I Kによって確認された試合者は、もはや今後一切の試合に出場しないことをF I Kに通知するか、又はF I K登録検査対象リストの登録基準をもはや満たさなくなったとしてF I Kよりその旨を通告されるまでは、抜き打ちの試合外検査を受ける義務を含む本アンチ・ドーピング規程に常に従わなければならない。
- 5.6.2 F I Kに今後一切の試合に出場しないことの通知を提出した試合者は、試合への復帰を望む少なくとも180日前までにF I Kに復帰を通知し、実際に試合に復帰する前の期間に、いつでも抜き打ちの試合外検査を受けられる状態でない限りは、試合を再開することはできない。

5.7 検査対象試合者の選定

- 5.7.1 国際大会においては、大会主催者が各大会における検査に選定される試合者の人数、その選定の手順、及び検査対象となる試合者の選定のための構成員(小委員会)を決定し、F I Kの承認を得なければならない。
- 5.7.2 検査対象となる試合者の選定のための構成員(小委員会)は、以下のとおりとする。
- 大会主催者は自国のドーピングコントロールオフィサー1名を選出し、その者が選定会を運営する。
 - F I Kが、2名を選出する。
 - 検査対象となる試合者の選定は、可能な限り合理的で、恣意的ではなく、慎重になされなければならない。

- 5.7.3 国内大会に関し、各国家連盟は、各大会における検査対象として選定される試合者の人数、及びその選定の手順を決定する。
- 5.7.4 上記5.7.1条及び5.7.2条に定められた選定手続きに加えて、国際大会におけるF I K及び国内大会における国家連盟は、焦点を絞った検査のために試合者又はチームを選定することもできるが、正当なドーピング・コントロール以外の目的で焦点を絞った検査を実施してはならない。
- 5.7.5 試合者は、選定時に有効な検査の国際基準に十分に一致した手続きを通して、F I K、ユニオン、国家連盟により試合外検査の対象に選定される。
- 5.8 国家連盟及び国家連盟主催大会の組織委員会は、F I Kの指示があれば独立監視人に試合会場内の立ち入りを認めなければならない。

第6条 検体の分析

本アンチ・ドーピング規程に則って回収されたドーピング・コントロールの検体は、下記の原則に基づいて分析される。

- 6.1 **認定分析機関の使用**
F I K及びユニオンは、ドーピング・コントロール用検体をWADAが認定した分析機関又はWADAが承認した者に対してのみ送付し、分析を行う。検体の分析に用いられるWADA認定分析機関(又はWADAが認定した他の方法)の選択は、F I Kのみが決定することができる。
- 6.2 **検出の対象となる物質**
ドーピング・コントロール用検体を分析することにより、禁止リストに記載された物質・方法を検出するとともに、WADAコードの4.5条に定められた監視プログラムに基づいてWADAが指示した物質も検出する。
- 6.3 **検体の研究**
試合者から書面にて同意を得ていない場合、禁止リストに記載された物質・方法の検出、又は監視プログラムに基づいてWADAが指定した目的を除き、検体を使用することはできない。
- 6.4 **検体分析・報告基準**
分析機関は、分析機関の分析内容に関する国際基準に基づいてドーピング・コントロール用検体を分析するとともに、その結果を報告する。

第7条 結果管理

- 7.1 **F I Kによって行われた検査の結果管理**
F I K、ユニオンによって行われた検査(F I Kとの合意に基づいてWADAによって実施された検査を含む)の結果管理は、以下の方法で行われる。
- 7.1.1 すべての分析結果は、分析機関の権限ある代表者により署名された報告書に暗号化された形式で、F I K及び関連するユニオンに送付されなければならない。すべての連絡は、分析の結果が秘密裡に取り扱われるよう行われなければならない。
- 7.1.2 A検体に関して違反が疑われる分析結果を受領した場合、F I Kアンチ・ドーピング管理者は、(a)適用される治療目的使用の適用措置が付与されているか否か、(b)違反が疑われる分析結果の妥当性を害するような、検査又は分析機関の分析に関する国際基準からの明白な乖離が存在するか否か、をそれぞれ確認するために審査を行う。
- 7.1.3 7.1.2条にいう初期確認を行った結果、適用される治療目的使用の適用措置が確認され

なかった場合、又は違反が疑われる分析結果の妥当性を害するような、検査・分析の時点で有効な検査の国際基準又は分析機関における分析の国際基準からの乖離が確認されなかった場合には、F I K又は関連するユニオンは下記の事項を試合者に対して速やかに通知する。具体的な通知事項は、(a)違反が疑われる分析結果、(b)違反が問われたアンチ・ドーピング規程の内容、又は7.1.8条又は7.1.9条に該当する場合は、アンチ・ドーピング規程違反の有無に関する追加調査の説明、(c) B検体の分析を速やかに要求できるという試合者の権利、又は要求しない場合には、B検体の分析が放棄されたとみなされる可能性があること、(d) B検体の開梱及び分析に試合者本人又は代理人が同席できるという権利(ただし、上記の分析が要求された場合に限られる)、及び(e)分析結果の分析に関する国際基準に定められた情報を盛り込んだA検体及びB検体の分析関連書類一式の複写を試合者が請求できる権利とする。

- 7.1.4 B検体の検査は、7.1.3条に規定された通知後21日以内に実施される。試合者は、B検体の分析要求を放棄することによって、試合者がA検体の分析結果を受諾することができる。ただし、それにかかわらず、F I K、関連するユニオンは、B検体の分析に着手することを選択できる。
- 7.1.5 試合者及び/又はその代理人は、B検体の分析時に立ち会うことを認められる。試合者が所属する国家連盟、F I K、及び関連するユニオンの代表者も、立会いを許される。
- 7.1.6 B検体が陰性であった場合、検査全体が陰性であるとみなされ、試合者、所属する国家連盟、及びF I Kにその旨通知される。
- 7.1.7 禁止物質又は禁止方法の使用が確認された場合、その結果は試合者、所属する国家連盟、F I K、及び関連するユニオン、並びにWADAに報告される。
- 7.1.8 F I Kアンチ・ドーピング管理者は、禁止リストにより必要とされる場合には、追加審査を行うものとする。当該追加審査が完了した時点で、F I Kは、追加審査の結果、及びその結果によりF I Kが「アンチ・ドーピング規程違反」であることを主張するか否かについて、試合者に対して速やかに通知する。
- 7.1.9 違反が疑われる分析結果を必要としない明白なアンチ・ドーピング規程違反においては、F I Kは必要な追加審査を行い、違反したアンチ・ドーピング規程の内容と違反の根拠を、試合者に対して速やかに通知する。
- 7.2 **他の国際イベントによって行われた検査の結果管理**
大規模な大会の主催者による検査についての分析結果の管理及び聴聞会の実施は、試合中また試合の結果により、大会からの排除又は大会における記録の取り消しを超えるような制裁が出されるまで、F I Kによって管理される。
- 7.3 **F I Kユニオンによって行われた検査の結果管理**
F I Kのユニオンによって行われる結果管理は、7.1条に定められた詳細な条項を基礎とする効果的で公平な結果管理の一般的原理に基づいて行わなければならない。すべてのドーピング・コントロールの結果は、ユニオンの結果管理手続きの終了後、14日以内にF I Kに報告される。そのユニオン加盟の国家連盟に所属する試合者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、国家連盟の規程又は国内法に従って行われる適切な聴聞会に速やかに報告される。他のユニオン加盟の国家連盟に所属する試合者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、聴聞会のために、その試合者が所属している国家連盟が加盟しているユニオンに報告される。
- 7.4 **国家連盟によって行われた検査の結果管理**
国家連盟によって行われた結果管理は、7.1条で定められた詳細な条項を基礎とし、効果的で公平な結果管理がなされるよう、一般的原理に基づいて行わなければならない。すべてのドーピング・コントロールの結果は、国家連盟の結果管理手続きの終了後、14日以内にF I Kに報告される。その国家連盟に所属する試合者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、国家連盟の規程又は国内法に従って行われる適切な聴聞会に速やかに報告される。他の国家連盟に所属する試合者の明白なアンチ・ドーピング規程違反は、聴聞会のために、試合者が所属する国家連盟に報告される。

7.5 暫定的資格停止

F I K理事会は、試合者のA検体又はA・B両検体からの違反が疑われる分析結果に基づく正規の聴聞会及び7.1条で定められた再審理が行われるより前に、試合者に対し暫定的資格停止処分を下すことができる。暫定的資格停止が課される場合、8条による聴聞会を、試合者に実質的な損害が起こらないうちに繰り上げて実施するか、又は暫定的資格停止が課される前、若しくは暫定的資格停止を課された後の適切な時期に、暫定的聴聞会が行われる機会を、その試合者に与えるかしなければならない。国家連盟は7.4条にある原則に従って暫定的資格停止を課することが出来る。

第8条 公正な聴聞会を受ける権利

8.1 F I K検査又は国際大会における検査により生じる聴聞会

- 8.1.1 F I K理事会は、1名の委員長（F I K理事会メンバー）及び他のメンバー（F I K理事会メンバーおよびF I Kが指名する国家連盟代表者）からなる常任審査会（F I Kドーピング聴聞審査会）を任命する。状況により必要な場合には、この常任委員会に、数名の専門家及び1名の法律家を招くことができる。
- 8.1.2 7条に規定された結果管理手続きに従って、F I K検査又は国際大会における検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があった場合は、その事案は、F I Kドーピング聴聞審査会に諮られ、判断が下される。
- 8.1.3 指名された委員は、その事案について事前に何ら関わりあいを持たず、本アンチ・ドーピング規程違反を申し立てられた試合者又は他の関係者と同じ国籍を有していないことが必要とされる。
- 8.1.4 聴聞会は、この条項に従い、7条に定められた結果管理手続きの完了後、効率的に完遂されなければならない。試合に関連して開催される聴聞会は、簡易な手続きにより行われることができる。
- 8.1.5 本アンチ・ドーピング規程違反を申し立てられた試合者又は他の関係者が所属する国家連盟は、オブザーバーとしてその聴聞会に出席できる。
- 8.1.6 F I Kは、WADAに対し、必要に応じて審理中の事案の状況を報告し、聴聞会の結果については必ず報告しなければならない。
- 8.1.7 試合者又は他の関係者は、本アンチ・ドーピング規程違反を認め、F I Kによって提案された9条及び10条に従った措置を受け入れることで、聴聞会を見合わせる事ができる。
- 8.1.8 F I Kドーピング聴聞委員会の決定については、13条に定められたとおり、スポーツ仲裁裁判所に上訴することができる。

8.2 国内検査により生じる聴聞会

- 8.2.1 7条に規定された結果管理手続きに従って、F I K検査又は国際大会における検査以外の検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があったことが明らかになった場合は、試合者又は他の関係者は、本アンチ・ドーピング規程違反があったか否か判断を下す聴聞会の開催のため、その試合者又はその他の者が属する国家連盟に申し立てられる。もし、違反があったと認められた場合には、措置が課される。
- 8.2.2 聴聞会は、この8.2条に従い、効率的に、また全てのケースにおいて、7条に定められた結果管理手続きの完了後90日以内に完遂されなければならない。試合に関連して開かれる聴聞会は、簡易な手続きによって行われることができる。もし、聴聞会が90日を超える場合には、F I Kは、国家連盟の責任と費用負担のもとに、その事案をF I K

ドーピング聴聞審査会で直接審議することを選択できる。

- 8.2.3 国家連盟は、F I K及びWADAに対し、聴聞会の結果について必ず報告しなければならない。なお、F I K及びWADAからの要求があれば、審理中の事案の全ての状況を報告しなければならない。
- 8.2.4 F I K、関係するユニオン及びWADAは、オブザーバーとして聴聞会に出席する権利を有する。
- 8.2.5 試合者又は他の関係者は、本アンチ・ドーピング規程違反を認め、9条及び10条によって国家連盟が下す措置を受け入れることで、聴聞会を見合わせる事ができる。
- 8.2.6 国家連盟の決定は、聴聞会の結果によるものか、又は試合者若しくは他の関係者の措置受諾によるものかの何れかにかかわらず、13条に規定されたところに従って上訴することができる。
- 8.2.7 国家連盟による聴聞会の決定は、13条の定めによるか、又は国内法の適用が要求される場合を除き、国家的レベルにおいては、更なる不服審査の対象となることはない。
- 8.3 **公正な聴聞会のための原則**
8.1条又は8.2条の何れかによるすべての聴聞会においては、下記の原則を尊重しなければならない。
- 適切な時期における聴聞
 - 公正かつ公平な聴聞機関
 - 自己の負担で弁護人の保護を受ける権利
 - 提起されたアンチ・ドーピング規程違反の内容についての通知を、適切な時期に公正な形で受ける権利
 - アンチ・ドーピング規程違反の疑い及びその結果として生じる措置に対して反論する権利
 - 証人を召喚及び尋問する権利など、各当事者が証拠を提出する権利(電話又は書面提出による証言を受理するか否かは、聴聞機関の判断に従う。)
 - 聴聞会において通訳者を利用する権利、なお通訳者の指定は聴聞委員会が行うものとし、通訳者の費用は聴聞会が負担する。
 - 適切な時期に書面で合理的な判断が下されること

第9条 個人結果の自動的失効

試合時検査に関連して本アンチ・ドーピング規程違反があった場合、当該試合において得られた個人の結果は、メダル、得点及び賞の没収を含む全ての試合結果とともに自動的に失効する。

第10条 個人に対する制裁

- 10.1 **本アンチ・ドーピング規程違反が発生した大会における結果の失効**
大会期間中又は大会に関連して本アンチ・ドーピング規程違反が発生した場合は、メダル、得点及び賞の没収を含む、当該大会において得られた試合者本人の全ての結果は、全ての試合結果とともに自動的に失効することがある。ただし、10.1.1条に定められた場合は、この限りではない。
- 10.1.1 アンチ・ドーピング規程違反に関して自己に過失又は不注意がない旨を試合者本人が立証した場合、当該アンチ・ドーピング規程違反が発生した試合以外の他の試合において生じた結果は失効しないものとする。ただし、他の試合における結果が当該アンチ・ドーピング規程違反による影響を受けている可能性が高い場合は、この限りではない。
- 10.2 **禁止物質及び禁止方法に関する資格剥奪の賦課**
10.3条に定められた指定物質を除いて、2.1条(禁止物質、その代謝物又はマーカ存在)、2.2

条(禁止物質・禁止方法の使用, 又は使用の企て), 及び2.6条(禁止物質又は禁止方法所持)の違反に対して課される資格剥奪の期間は, 下記のとおりとする。

1回目の違反 2年間の資格剥奪

2回目の違反 一生涯にわたる資格剥奪

ただし, 試合者又は他の関係者は, 各事案において, 制裁が課される前に, 10.5条に従って制裁の免除又は軽減の根拠を立証する機会を与えられるものとする。

10.3 指定物質

物質の中には医薬品として広く市販されている性質上, 試合者の意図に基づかないアンチ・ドーピング規程違反を誘発する傾向の高いものがあり, 又はドーピング物質として濫用しにくい性質のものもある。禁止リストにおいて, この種の指定物質を指定できる。指定物質の使用が治療目的であって競技能力の強化でないことを試合者が立証できる場合, 10.2条の資格剥奪期間に代わって下記の剥奪期間を適用する。

1回目の違反 最小限, 将来の大会における資格剥奪期間を伴わない警告及び戒告とし, 最大限で1年間の資格剥奪とする。

2回目の違反 2年間の資格剥奪

3回目の違反 一生涯にわたる資格剥奪

ただし, 試合者又は他の関係者は, 各事案において, 制裁が課される前に, 10.5条に従って制裁の免除又は(2回目及び3回目の違反の場合には)軽減の根拠を立証する機会を与えられるものとする。

10.4 その他の本アンチ・ドーピング規程違反に関する資格剥奪

その他の本アンチ・ドーピング規程違反に関する資格剥奪期間は, 下記のとおりとする。

10.4.1 2.3条(検体採取の拒否・不履行)又は2.5条(ドーピング・コントロールの改ざん)に違反した場合には, 10.2条の資格剥奪期間を準用する。

10.4.2 2.7条(不法取引)又は2.8条(禁止物質・禁止方法の投与・使用)に違反した場合, 資格剥奪期間は, 最短4年間から最長で一生涯とする。未成年を巻き込んだアンチ・ドーピング規程違反については, 特に重大な違反であるとみなされ, 10.3条で定められた指定物質以外について試合者支援要員によって犯行されたものである場合には, その試合者支援要員に対して, 一生涯にわたる資格剥奪が課されるものとする。さらに上記条項の違反がスポーツ以外の関連法令にも違反する場合, 管轄の行政機関, 専門機関又は司法機関に対して報告が行われる場合がある。

10.4.3 2.4条(居所情報についての違反又は検査不出頭)の違反の場合, 資格剥奪期間は以下のとおりである。

1回目の違反 3ヶ月から1年間の資格剥奪

2回目とそれ以降の違反 2年間の資格剥奪

10.5 例外的状況を理由とした資格剥奪期間の適用排除又は短縮

10.5.1 2.1条(禁止物質, その代謝物又はマーカの存在)又は2.2条(禁止物質・禁止方法の使用)のアンチ・ドーピング規程違反に関する個別の事案において, 自己の違反に関する過失又は不注意が無かった旨を試合者が立証した場合には, 該当する資格剥奪期間は適用されない。2.1条(禁止物質の存在)に違反する形で試合者の検体に禁止物質, そのマーカ又は代謝物が検出された場合, 試合者は, 自己の体内に禁止物質が入ってきた

過程を立証しなければ、資格剥奪期間の適用は排除されない。この条項が適用され、資格剥奪期間の適用が排除された場合、10.2条、10.3条及び10.6条にいう複数回の違反に対する資格剥奪期間を算定する場合に限り、1回のアンチ・ドーピング規程違反の発生とはみなされない。

- 10.5.2 この10.5.2条が適用されるのは、2.1条(禁止物質、その代謝物又はマーカ―の存在)、2.2条(禁止物質・禁止方法の使用)、2.3条(検体採取の拒否・不履行)、又は2.8条(禁止物質・禁止方法の投与・使用)に関するアンチ・ドーピング規程違反に限られる。上記の違反が関係する個別の事案において、自己の違反に関する重大な過失又は不注意が無かった旨を試合者が立証した場合には、該当する資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮した後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。所定の資格剥奪が一生涯である場合、この条項に基づき短縮した後の期間は8年間を下回らないものとする。2.1条(禁止物質の存在)に違反する形で試合者の検体に禁止物質、そのマーカ―又は代謝物が検出された場合、試合者は、自己の体内に禁止物質が入ってきた過程についても立証しない限り、資格剥奪期間は短縮されない。
- 10.5.3 試合者がF I Kに対して実質的に協力したことにより、2.6.2条(試合者支援要員による所持)、2.7条(不法取引)又は2.8条(試合者に対する投与)に関する他の者によるアンチ・ドーピング規程違反があった旨をF I Kが発見・立証できた場合においても、F I K理事会は資格剥奪期間を短縮できる。ただし、短縮後の資格剥奪期間は、所定の最低資格剥奪期間の半分未満になってはならない。所定の資格剥奪期間が一生涯である場合、この条項に基づく短縮後の期間は8年間を下回らないものとする。

10.6 潜在的な複数違反の規則

- 10.6.1 10.2条、10.3条及び10.4条に基づいて制裁を課す場合、制裁を課すために2回目のアンチ・ドーピング規程違反とみなされるのは、試合者又は他の関係者が1回目のアンチ・ドーピング規程違反の通知を受けた後、又はF I K(その関連するユニオン若しくは国家連盟)が1回目のアンチ・ドーピング規程違反の通知を行うよう相当の努力を行った後に、当該試合者等が2回目のアンチ・ドーピング規程違反を犯したものである旨をF I K(その関連するユニオン又は国家連盟)が立証できる場合に限られる。F I K(その関連するユニオン又は国家連盟)が上記の事実を立証できない場合、当該複数回の違反は全体として一回の違反であり、かつ一回目の違反であるとみなされ、当該複数回の違反に対する制裁措置を比較してその最も重い違反を基準として制裁が課されるものとする。
- 10.6.2 同一のドーピング・コントロールに基づいて、試合者が10.3条にいう指定物質及びそれ以外の禁止物質・方法の双方に関わる形でアンチ・ドーピング規程違反を犯したことが判明した場合、当該試合者が犯したアンチ・ドーピング規程違反の回数は1回であるとみなされる。ただし、課される制裁は、最も重い制裁を受けることになる禁止物質・又は禁止方法を基準に課されるものとする。
- 10.6.3 試合者が、2つの別々のアンチ・ドーピング規程違反を犯したことが判明した場合、そのうち一方が10.3条(指定物質)の制裁が適用される指定物質に関わるものであり、他方が10.2条の制裁が適用される禁止物質若しくは禁止方法に関わる違反であるか、又は10.4.1条の制裁が適用される違反であるときは、2回目の違反に課される制裁は、最短2年間の資格剥奪とし、最長で3年間の資格剥奪とする。どのような組み合わせであれ、10.3条の指定物質に関わるアンチ・ドーピング規程違反及び10.2条又は10.4.1条にいうその他の何らかのアンチ・ドーピング規程違反を3回目の違反として犯したことが判明した試合者は、一生涯にわたる資格剥奪の制裁を受けることになる。

10.7 検体採取後の試合結果の失効

9条(個人結果の自動的失効)に基づく陽性検体が発生した試合における結果の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日(試合時検査であるか試合外検査であるかは問わない。)又は他のドーピング違反の発生した日から暫定的資格停止期間又は資格剥奪期間の開始までに得られた試合結果は、公平性の観点から別の措置を要する場合を除き、メダル、得点、賞その他全ての試合成果とともに失効する。

10.8 資格剥奪期間の開始

資格剥奪期間は、聴聞会で資格剥奪の決定が下された日、又は聴聞会が放棄された場合には、資格剥奪が受諾されたか又は別の方法で課された日から始まる。暫定的資格停止処分(課されたものであるのか、自発的に受け入れたものであるのかは問わない。)の期間は、服すことになる資格剥奪期間の合計期間に算入するものとする。聴聞会の過程又はドーピング・コントロールのその他の局面において、試合者の責めに帰すことができない遅延が発生するなど、公平性の観点から必要と判断される場合、FIK又は制裁を下すアンチ・ドーピング機関は、検体採取の日付まで、資格剥奪期間の始期を遡及させることができる。

10.9 資格剥奪期間中の地位

資格剥奪処分を受けた者は、当該資格剥奪処分の期間中、FIK、ユニオン、国家連盟が認定又は主催する行事又はその他の活動(ただし、アンチ・ドーピング関連の教育プログラム又はリハビリテーション・プログラムは除く。)に参加できない。さらに、10.3条にいう指定物質に関するもの以外のアンチ・ドーピング規程違反の場合、FIK、ユニオン、国家連盟は、その実行者を対象とするスポーツ関連財政支援等のスポーツ関連給付の全部又は一部について給付を停止するものとする。

10.10 資格回復のための検査

資格剥奪期間の終了時に資格を回復する条件として、試合者は、暫定的資格停止期間中又は資格剥奪期間中において、FIK、所属する国家連盟及び検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関による試合外検査を受けなければならない。また、5.5条の定めに従い、正確な最新の居所情報も提出しなければならない。

試合者が、資格剥奪期間中に今後一切の試合に出場しないことの通知を提出し、試合外検査対象リストから除外された後に資格回復を希望する場合、FIK、関連するユニオン、及び所属の国家連盟に対してその旨通知し、5.6条に定められた期間、又は今後一切の試合に出場しないことの通知を提出した日付時点で残存していた資格剥奪期間のうち期間が長い方と等しい期間中に試合外検査の対象となるまで、その試合者の資格回復は認められないものとする。この資格剥奪の残存期間中に、少なくとも90日の期間を空けて最低2回の検査が試合者に対して行われなければならない。国家連盟は、必要な検査の実施に責任を負うことになるが、これらの要件を満たすために、いかなるアンチ・ドーピング機関の検査をも利用することができる。これらの検査結果は、FIKに報告されなければならない。さらに、資格停止期間が終了する直前に、試合者は、FIKによる試合外検査を受けなければならない。試合者の資格停止期間が満了し、試合者が資格回復の条件を満たしたなら、試合者は自動的に再資格者となり、試合者又は試合者の所属する国家連盟による申請は不要となる。

第11条

チームに対する処置

チーム構成員の中に、当該大会開催期間中、または試合時検査によってアンチ・ドーピング規則違反を犯した者の存在が明らかになった場合、大会主催者は、当該チームに対して失効処分等の懲戒措置を発動することができる。チーム構成員が大会に関連して7条に定めるアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合、当該チームは、その大会に関して焦点を絞った検査の対象となる。

第12条

国家連盟に対する制裁と費用請求

- 12.1 FIKは、本アンチ・ドーピング規程を遵守しない国家連盟に対し、財政的援助又は非財政的援助について留保する権限を有する。
- 12.2 国家連盟は、所属する試合者又は他の関係者による本アンチ・ドーピング規程違反に関連した、分析機関費用、聴聞会費用、旅費及びその他の費用をFIKに弁償する義務がある。
- 12.3 FIKは、国家連盟に対して、認定、国際大会への役員及び試合者の参加資格、罰金等に関して、追加的懲戒処分を下すことができる。

第 13 条

上 訴

13.1 上訴の対象となる決定

本アンチ・ドーピング規程に基づいて下された決定は、後述の 13.2 条から 13.4 条までの定めに従い、上訴することができる。上訴機関が特別の命令を下した場合を除き、上訴期間中においても、上記の決定は引き続き効力を有するものとする。8.2.7 条で認められた、決定の事後的審査は、上訴手続が開始される前に完了していなければならない。

13.2 本アンチ・ドーピング規程違反、措置及び暫定的資格停止に関する決定の上訴

アンチ・ドーピング規程違反があったという決定、アンチ・ドーピング規程違反に対して措置を課す決定、アンチ・ドーピング規程違反はなかったという決定、アンチ・ドーピング規程違反の容疑又はその措置に関して裁定を下す管轄権が、F I K、ユニオン又は国家連盟に帰属しないという決定、及び暫定聴聞会の結果又は 7.4 条の違反による暫定的停止処分を課す決定は、この 13.2 条に定められるところに従ってのみ上訴することができる。本規程の他の定めにかかわらず、暫定的停止処分について上訴できる者は、当該暫定的停止処分を課された試合者又は他の関係者のみに限られる。

13.2.1 国際大会の試合から発生した事案に関する決定、又は国際的レベルの試合者が関与する事案に関する決定は、スポーツ仲裁裁判所(以下、「CAS」)の関連規定に基づいて同裁判所のみに対して上訴することができる。

13.2.2 13.2.1 条の定めにより上訴する権利の無い試合者が関与する事案については、各国家連盟が以下の原則を尊重し上訴手続を適切に行わなければならない。

適切な時期における聴聞

公正かつ公平な聴聞機関

自己の負担で弁護人の保護を受ける権利

適切な時期に書面の形式で合理的な判断が下されること

これらの事案に関しての F I K の上訴権は、以下の 13.2.3 条に定められる。

13.2.3 13.2.1 条に基づく事案の場合、CAS に対する上訴権を有する者は、下記のとおりとする。

(a) 上訴対象となる決定の適用を受ける試合者又は他の関係者、(b) その決定が下された事案における試合者又は関係者以外の当事者、(c) 制裁の根拠となる規則を所管する F I K 及び他のアンチ・ドーピング機関、(d) WADA。

13.2.2 条に基づく事案において、国内レベルの審査機関に上訴できる当事者は、国家連盟の定めに従うものとする。ただし、少なくとも次のものが含まなければならない。

(a) 上訴対象となる決定の適用を受ける試合者又は他の関係者、(b) その決定が下された事案における試合者及びその関係者以外の当事者、(c) F I K、(d) WADA。

13.2.2 条にいう事案の場合、WADA と F I K は、国内レベルの審査機関の決定に関して、CAS に対する上訴権も有するものとする。

13.3 治療目的使用の適用措置を付与・却下する決定の上訴

WADA によりなされた TUE の付与・却下を覆す旨の決定については、CAS に対してのみ上訴することができるが、この上訴を提起できるのは、試合者本人、又は自己の決定を覆された F I K、ユニオン、国内アンチ・ドーピング機関若しくは国家連盟に指定されたその他の機関とする。治療目的使用の適用措置を却下する決定が下され、その決定が WADA によって覆されなかった場合、国際レベルの試合者は、CAS に対して当該決定について上訴でき、それ以外の試合者の場合、13.2.2 条にいう国内レベルの審査機関に対して当該決定を上訴できる。治療目的使用の適用措置を却下する旨の決定が国内レベルの審査機関によって覆された場合、WADA はその決定について CAS に上訴できる。

13.4 12 条に基づく決定の上訴

12 条に基づく F I K の決定については、国家連盟が CAS に対してのみ上訴できる。

13.5 上訴申し立て期限

CAS への上訴申し立て期限は、上訴する当事者が、該当する決定を受けた日から 21 日以内とす

る。この期限にかかわらず、その当事者が、上訴の資格は有するが上訴の対象となる決定を引き起こした訴訟当事者ではない場合には、下記の期間が適用される。

- a) 決定の通知を受けてから 10 日以内に、該当者は決定を下した機関にその機関が証拠としている資料の写しを請求する権利を持つ。
- b) この請求が 10 日以内に行われた場合、これを請求した当事者はその資料を受け取ってから 21 日以内に、CAS に対して上訴を申請する。

第 14 条 国家連盟における F I K ルールの編入、報告、認知

14.1 F I K アンチ・ドーピング規程の編入

すべてのユニオン及び国家連盟は、本アンチ・ドーピング規程に従わなければならない。本アンチ・ドーピング規程はまた、直接又は引用形式により、各ユニオン及び国家連盟のルールに取り込まれる。すべてのユニオン及び国家連盟は、それらの各規則の中に、本アンチ・ドーピング規程を効果的に実行するために必要な手続きに関する規則を盛り込まなければならない。各ユニオン及び各国家連盟の規則は、国家連盟の管轄下にあるすべての試合者、試合者支援要員その他の者が本アンチ・ドーピング規程の拘束を受けることを明確に定めていなければならない。

14.2 統計による報告

ユニオン及び国家連盟は、毎年末(12月31日)までに、管轄の範囲内でのすべてのドーピング・コントロールの結果を、試合者ごとにまとめた上で、試合者が検査を受けた日付、検査の全況及び試合時検査であったか試合外検査であったかを明示して、F I K に報告しなければならない。F I K は、ユニオン及び国家連盟から報告された検査データを、比較できるように F I K 管轄下で行われた検査のデータとともに、定期的に公表することができる。

14.3 ドーピング・コントロール情報クリアリングハウス

国家連盟が、所属する試合者の違反が疑われる分析結果を受けた場合、その国家連盟は、7.1.2 条及び 7.1.3 条に定められた 14 日間の手続きの間に、試合者の氏名、国籍、試合及び試合の種類、試合時検査か試合外検査かの区分、検体採取の日付及び分析機関からの分析結果を、F I K 及び WADA に報告しなければならない。国家連盟はまた、定期的に F I K 及び WADA に、7 条(結果管理)、8 条(公正な聴聞会を受ける権利)又は 13 条(上訴)に従って実行された審査又は手続きの状況及び調査結果の最新情報を報告しなければならない。比較情報は、他の本アンチ・ドーピング規程違反に関して、7.1.9 条に定められた通知の 14 日以内に F I K 及び WADA に提出されなければならない。資格剥奪期間の規程が 10.5.1 条(過失又は不注意がない場合)により免除適用排除される場合、又は 10.5.2 条(重大な過失又は重大な不注意がない場合)により資格剥奪期間が短縮される場合、F I K 及び WADA は、当該適用排除あるいは短縮の根拠を説明した決定を書面の形式で受け取るものとする。F I K も WADA も、国家連盟が下記の 14.4 条に基づいて一般開示又は不開示を行うまで、その情報を知る必要がある組織内部の関係者以外に当該情報を開示しないものとする。

14.4 一般情報開示

F I K、ユニオン、国家連盟のいずれも、検体から違反が疑われる分析結果が出た試合者、又は本アンチ・ドーピング規程の他の条項に違反する疑いを受けた試合者については、8 条に基づく聴聞会においてアンチ・ドーピング規程違反が発生した旨の判断が下されたとき、当該聴聞会が放棄されたとき、アンチ・ドーピング規程違反の主張に対して期限内に異議が唱えられなかったとき、試合者が暫定的資格停止になったときまでは、その氏名を公表してはならない。本アンチ・ドーピング規程違反が立証された場合、その内容は 20 日間以内に開示されるものとする。

第 15 条 相互認定

15.1 F I K、ユニオン、国家連盟による決定の認定

本アンチ・ドーピング規程違反に関する F I K、ユニオン、国家連盟のいずれの決定も、すべてのユニオン、すべての国家連盟に認定され、各ユニオン、国家連盟は、その結果が効果をもたらすようにすべての必要な措置をとらなければならない。

15.2 他の機関による決定の認定

13条に基づく上訴権が適用されることを条件として、WADAコードに合致し、署名当事者の権限内において行うWADAコード署名当事者の検査、治療目的使用による適用措置及び聴聞会の結果又はその他の最終的審判は、FIK、ユニオン、国家連盟により認定され、尊重されなければならない。FIK、ユニオン、国家連盟は、もし、WADAコードを受諾していない団体の規則が、WADAコードの趣旨に合致している場合には、そのような団体の同様の行為も、承認することができる。

第16条

時効

本アンチ・ドーピング規程に定められたアンチ・ドーピング規程違反の発生時から8年以内に措置が着手されなければ、本アンチ・ドーピング規程により試合者又は他の関係者に対する措置を行うことはできない。

第17条

FIKのWADAに対する履行報告

FIKは、WADAコードの履行状況を、2年ごとにWADAに報告する。不履行があった場合には、それについてWADAに釈明しなければならない。

第18条

本アンチ・ドーピング規程の改正と解釈

- 18.1 本アンチ・ドーピング規程は、FIK理事会が、適宜改正することができる。
- 18.2 18.5条の定めを除き、本アンチ・ドーピング規程は、独立した自律的文書として解釈されるものとし、既存の法律や規則を基準として解釈しないものとする。
- 18.3 本アンチ・ドーピング規程の各部及び各条項における見出しは、便宜上のものであって、本アンチ・ドーピング規程の実規程の一部とはみなされず、当該見出しが言及する規程の文言に対して影響を及ぼすものともみなされない。
- 18.4 「概説」と付録1「定義」については、本アンチ・ドーピング規程の不可欠な部分としてみなされる。
- 18.5 本アンチ・ドーピング規程は、WADAコードの該当する条項に従って採用されたものであり、ある意味で、WADAコードの該当する条項と矛盾ないように解釈されるものである。WADAコードのさまざまな条文を解説する注釈が応用できる場合には、本アンチ・ドーピング規程の理解及び解釈を助けるものとなる。
- 18.6 国家連盟のメンバーである試合者又は他の関係者への通知は、国家連盟へ通知が届けられた時点で到達したこととする。
- 18.7 本アンチ・ドーピング規程は、本規程が発効する以前に係争に入っていた事案に対して、遡及適用されないものとする。

Abbreviated Therapeutic Use Exemption (ATUE).**「TUEの略式申請手続」**

「治療目的使用の適用措置(TUE)に関する国際基準」の8.0項に記載するTUEの「略式申請手続」をいう。

Adverse Analytical Finding**「違反が疑われる分析結果」**

分析機関等の認定検査機関から寄せられた報告のうち、禁止物質、その代謝物もしくは若しくはマーカ存在(内因性物質の量的増大も含む。)が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用が検体において確認されたものをいう。

Anti-Doping Organization**「アンチ・ドーピング機関」**

ドーピング・コントロール・プロセスに関する規則の採択、及びドーピング・コントロール・プロセスの実施・執行を所轄する署名当事者をいう。具体例として、主要競技大会機関であって自己の大会において検査を実施する団体、世界アンチ・ドーピング機構、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関等があげられる。

Attempt.**「企て」**

アンチ・ドーピング規程違反の遂行につながる行為の過程において、実質的な行為に故意に携わることをいう。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に企てが放棄された場合、その企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反が発生したとはみなされない。

Code**「WADAコード」**

世界アンチ・ドーピング規程。2003年3月5日にWADAにより最初に適用された世界アンチ・ドーピング規程とその後の修正条項全てのことをいう。

Consequences of Anti-Doping Rules Violations**「本アンチ・ドーピング規程違反の措置」**

試合者又は他の関係者がアンチ・ドーピング規程違反を犯した場合は、以下の効果が生じることになる。

(a)「失効」(Disqualification)とは、試合又は大会における試合者の結果とそのメダル、得点及び章の失効を含む全ての試合結果が無効になることをいう。

(b)「資格剥奪」(Ineligibility)とは、一定期間にわたって、試合者又は他の関係者に対して、試合その他の活動への参加が禁止されること、又は10.9条に従って資金拠出が禁止されることをいう。

(c)「暫定的資格停止」(Provisional Suspension)とは、8条(公正な聴聞会を受ける権利)にいう聴聞会において最終的な判断が下されるまで、試合者又は他の関係者に対して、試合への参加が暫定的に禁止されている状態をいう

Disqualification**「失効」**

上記の「本アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

Doping Control**「ドーピング・コントロール」**

検査対象の選定・立案、検体の採取・取扱、分析機関の分析、結果管理、聴聞会及び上訴を包括的に含んだプロセスをいう。

Event**「大会」**

単一の管轄団体の下で同時に実施される一連の個別試合を包括した概念を指す(例、世界剣道選手権大会、ヨーロッパ選手権大会、全日本剣道選手権大会)。

FIK Anti-Doping Administrator

FIKアンチ・ドーピング管理者

アンチ・ドーピング・コントロールを担当する F I K 理事会メンバー

In-Shiai Testing

「試合時検査」

試合時検査と試合外検査を区別するための概念であり、国際競技連盟などの関連アンチ・ドーピング機関の規則に特別の定めがある場合を除き、試合時検査とは、特定の試合に関連して試合者が検査対象として抽出される検査をいう。WADA コードの「In-Competition」とは同じ意味内容を有す。

Independent Observer Program

「独立オブザーバー・プログラム」

世界アンチ・ドーピング機構の監督下で、特定の大会においてドーピング・コントロール及び結果管理プロセスを観察するとともに、観察事項に関して報告を行うオブザーバーの一団をいう。世界アンチ・ドーピング機構自体が大会の試合検査を実施する場合、独立オブザーバーは第三者の監督下に置かれることになる。

Ineligibility

「資格剥奪」

上記の「本アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

International Event

「国際大会」

国際競技連盟、主要競技大会機関又は他の国際的スポーツ団体が主管している大会であって、当該大会に関して技術要員を任命しているもの。

International-Level Shiai-sha

「国際的レベルの試合者」

FIKの試合外検査対象者リストとして FIK による指定を受けた試合者。

International Standard

「国際基準」

WADA コードを側面から支援する目的で世界アンチ・ドーピング機構によって導入された基準をいう。国際基準を遵守している場合(他の選択的基準、慣行、実施要領を遵守していない場合でも)、国際基準に盛り込まれた実施要領を適切に実施しているものとみなされる。

Major Event Organizations

「主要大会機関」

複数試合を管轄する国際的団体のうち、地域内大会等の国際大会に関して意思決定機関として機能するもの。

Marker

「マーカー」

化合物、化合物の集合体又は生物学的パラメーターであって、禁止物質又は禁止方法の使用を示すもの。

Metabolite

「代謝物」

生体内変化の過程により生成された物質。

Minor

「未成年」

在住国の関連国内法に定められた成年年齢に達していない人。

National Anti-Doping Organization

「国内アンチ・ドーピング機関」

国内レベルにおいて、アンチ・ドーピング規程の採択・実施、検体採取の監督、検査結果の管理、聴聞会の実施に関して、主管の権限・責務を有するものとして国家レベルの指定を受けた団体。

National Event

「国内大会」

国際的レベル又は国内的レベルの試合者が参加する大会 (sports event) のうち国際大会に該当しないもの。

National Federation

「国家連盟」

F I Kに加盟している、又はF I Kに承認された国内団体又は地域団体。

No Advance Notice

「抜き打ち(予告なし)」

ドーピング・コントロール活動のうち、試合者に対して予告を行わずに実施されるものであって、通知の瞬間から検体から検体提供までの間、試合者に対して継続的に付添人が付くものをいう。

No Fault or Negligence

「全く過失も不注意もない状態」

試合者が禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又は禁止物質若しくは禁止方法の処方を受けたことについて、自分自身が知悉せず疑いも抱いておらず、かつ細心の注意をもってしても合理的な観点から知り得なかった旨を試合者本人が立証している状態。

No Significant Fault or Negligence

「重大な過失あるいは不注意がない状態」

事情を総合的に勘案し「全く過失も不注意もない状態」の基準を考慮したときに、アンチ・ドーピング規程違反との関連において、試合者本人の過失の度合いが重大なものではない旨を試合者が立証している状態。

Out-of-Shiai Testing

「試合外検査」

「試合時検査」以外のドーピング・コントロール活動。WADA コードの「Out-of Competition Testing」と同じ意味内容を有す。

Participant

「参加者」

試合者又は試合者支援要員

Person

「人」

ヒト、又は組織その他の団体

Possession

「所持」

実際に物理的に所持している状態、又は所持していると推定される状態をいう（この概念が認定されるのは、禁止物質・禁止方法を専ら自分の判断で自由に使用できる状態、又は禁止物質・禁止方法が存在するという前提がある場合に限られる。）。ただし、禁止物質・禁止方法を専ら自己の判断で自由に使用できない場合や、禁止物質・禁止方法が存在するという前提がない場合、禁止物質・禁止方法の存在を承知しており、実際に使用する意図があったときに限り、所持が推定される。ただし、アンチ・ドーピング規程違反を犯した旨の通知(種類は問わない)を受ける前に、所持の意思がなくなり以前の所持状態の放棄を立証できるような具体的行為をとった場合、所持のみを根拠としてアンチ・ドーピング規程違反は成立しないものとする。

Prohibited List

「禁止リスト」

禁止物質および禁止方法で構成されるリスト。

Prohibited Method

「禁止方法」

禁止リストに禁止方法として記載された方法。

Prohibited Substance

「禁止物質」

禁止リストに禁止物質として記載された物質。

Provisional Hearing

「暫定聴聞会」

7.5条との関連で、第8条(公正な聴聞会を受ける権利)でいう聴聞会に先立って開催される略式聴聞会であって、試合者に対して通知を交付し書面、又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

Provisional Suspension

「暫定的資格停止」

上記の「本アンチ・ドーピング規程違反の措置」を参照。

Publicly Disclose or Publicly Report

「一般情報開示」「一般報告」

本規程第14条に基づいて事前通知を受けられる者の範囲を超えて一般人に対して情報を提供すること。

Registered Testing Pool

「登録検査対象リスト」

FIK及び国内アンチ・ドーピング機関が別々に定めたトップレベルの試合者のうち、FIK又は国内アンチ・ドーピング機関の検査対象の選定・企画の一環として試合時検査及び試合外検査の双方を受ける試合者リストをいう。

Sample / Specimen

「検体」又は「標本」

ドーピング・コントロール用に採取された生体物質。

Shiai

「試合」

WADAコードにおける”Competition”と同義であり、FIK試合・審判規則および各国家連盟や大会主催者などが定めた試合・審判規則にしたがって、個人、または団体が勝敗を争うことをいう。

Shiai-sha

「試合者」

WADAコードにおける”Athlete”と同義であり、試合を行う者をいう。

ドーピング・コントロールとの関係においては、国際的レベル、又は国内的レベルにおいて試合に参加する全ての者が含まれる。国際的レベル又は国内的レベルに達しないレベルで参加する者であっても、その者を管轄する国内アンチ・ドーピング機関による指定を受けた場合には、「試合者」に含まれる。アンチ・ドーピング情報・教育との関係においては、FIK、ユニオン、および各国家連盟の管轄下において剣道を行う者をいう。

Shiai-sha Support Personnel.

「試合者支援要員」

コーチ、トレーナー、監督、代理人、チーム・スタッフ、職員、医師又は医療関係者のうち、試合に参加する試合者、又は試合に向けて準備を行っている試合者と一緒に行動する者、又はこの種の試合者に措置を施す者をいう。

Signatories

「署名当事者」

WADAコードに署名し、WADAコードを履行することに同意した団体。具体的には、主要大会機関、国内アンチ・ドーピング機関、世界アンチ・ドーピング機構などを指す。

Tampering

「改ざん」

不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を発生させること、結果の変更又は通常実施要領の抑止を目的として不適切な方法で介入すること。

Target Testing

「焦点を絞った検査」

試合者検査対象リストの中から特定試合者又は試合者層を一定期間にわたって検査対象として抽出する形で、検査を受ける試合者を選ぶこと。

Testing

「検査」

ドーピング・コントロール活動のうち、検査対象の選定・立案、検体採取、分析機関への検体運搬が関係する部分。

Trafficking

「不法取引」

直接的、あるいは第三者を通じて試合者等に対して禁止物質を販売、供与、投与、輸送、送付、配送又は配達すること。ただし、正当かつ合法的な治療目的で禁止物質を(医療関係者により、又は試合者支援要員以外の者により)販売又は配達した場合は、不法取引に該当しない。

Union

「ユニオン」

国家連盟および地域連盟の連合体で、F I Kが承認している団体をいう(ex. ヨーロッパ剣道連盟)。

Use

「使用」

禁止物質又は禁止方法を塗布、吸引、注入又は摂取することであり、その手段は問わない。

WADA

「WADA」

世界アンチ・ドーピング機構